

久喜市自治基本条例普及（案）

分類	取組事項	目標	具体的な方策	優先度
1 市民への働きかけ	①広報紙等による周知	1回／2年	本条例の趣旨や内容を広報くきて紹介する。併せて、フェイスブックやツイッターで周知する。	
	②ホームページによる周知	通年	本条例の趣旨や内容を市のホームページで紹介する。適宜見直しを行い更新する。	A
	③リーフレットの作成・配布	1箇所以上／年	啓発用リーフレットを作成し、駅や大規模商業施設において配布する。	
		1箇所以上／年	啓発用リーフレットを作成し、市のイベントにおいて配布する。	
	④催事の開催		講演会やフェスティバル等の催事を開催する。	
2 コミュニティ協議会への働きかけ	①代表者との情報交換		代表者との情報交換の場を設けて、当推進委員会から本条例の理念・体系及び支援の仕組み等の説明を行う。	
	②研修会等の開催		会員を対象とした研修会やワークショップを開催する。	
3 その他団体等への働きかけ	①リーフレットの作成・配布		啓発用リーフレットを作成し、行政区や民生委員・児童委員協議会に配布する。	
	②出前講座の実施		各種団体やグループの会議等において、出前講座を実施する。	

		1回／年	市民大学に赴き、出前講座を実施する。	A
4 若い世代への働きかけ	①リーフレットの作成・配布	1回／年	啓発用リーフレットを作成し、(成人式において配布する。)機会を捉えて配布する。	
	②教材の作成・配布		子ども向けのパンフレットを作成し、小・中学校での教材利用を依頼する。	
5 職員への働きかけ	①研修の実施	1回／年	職員全体研修会において、本条例の概要説明を行う。	A
6 市民参加推進員の活用	①推進員の確保	登録者数 100 人 (5 年以内) 内訳 久喜地区 40 人 菖蒲地区 15 人 栗橋地区 20 人 鷺宮地区 25 人	本条例を普及する担い手として、市民参加推進員の登録者数の増加を図る。 ア 広報くきて募集する。(1回／年) イ 市のホームページで募集する。(通年) ウ 成人式においてチラシと届出書を配布する。(1回／年) エ 市内の中学校(11 校)、高等学校(5 校)にポスターを掲示し、チラシと届出書を配架する。(1回／年) オ 市のイベントに赴き、来場者に募集チラシと届出書を配布する。 カ 出前講座の機会に募集する。	A (ア～エ)
	②推進員による普及		リーフレット等を活用して、近隣住民や知人に本条例の概要を周知してもらう。	
	③意見交換会の開催		市民参加推進員を対象とした意見交換会を開催し、推進員の役割の明確化や情報の共有化を進めるとともに研修を行い、本条例の普及について協力してもらう。	
	④附属機関等への推進員の設置		附属機関や市民活動推進補助金事業審査会の委員に推進員枠を設け、委員活動を行う中で、本条例の普及に努めてもらう。	

7 市民活動推進補助金事業の活用	①実施団体への周知	1回／年	市民活動推進補助金事業を実施する団体に対し、当該事業が本条例に基づき実施されることを説明する。	
	②補助金の手引きへの記載	今後作成する手引きから	市民活動推進補助金の手引きに、本条例と当該補助金事業の位置づけ等を記載する。	
	③備品へのラベルの貼付		当該補助金で購入した備品には、本条例のPRラベルを貼付してもらう。	
	④財源確保による事業の充実	30万円／年	市内の大手企業や商店会を対象に、事業内容と合わせて本条例を説明して寄付を募る。新たな財源を活用して、当該補助金利用団体の増加を図り、本条例を普及する。	
	⑤補助金手続きの簡素化		補助金の募集説明会のあり方、申請書類の作成、公開審査会の実施方法等を簡素化して、利用団体の増加を図り、本条例を普及する。	
	⑥審査会への委員の設置		市民活動推進補助金事業の審査会委員に当推進委員会委員を置き、本条例を普及する。	
8 その他の取り組み				

※優先度 A・・・既に取り組んでいる事項

B・・・優先して取り組む事項

C・・・将来的に取り組む事項